

宮古島市私道整備補助金交付要綱

平成22年 3 月 4 日

告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、私道の整備工事（以下「工事」という。）を行う者に対する補助金の交付に関し、宮古島市補助金等交付規則（平成17年10月1日宮古島市規則第48号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金は、次の要件を満たした私道の工事を行う者で市長が認めるものに対して、予算の範囲内で交付するものとする。

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）の適用をうけない道路で、現に一般交通の用に供されていること。又は工事完了後一般交通の用に供することができる道路であることかつ地目が公衆用道路であること。

(2) 道路幅員（私有地と公有地が並行して一体的に利用されている場合は、合計幅員とする。）が原則として4メートル以上であること。（工作物を撤去することにより4メートル以上確保できる場合を含む。）

(3) 行詰まり私道にあつては、延長35メートルを超えるものであること。

（ただし、延長35m以下の私道にあつて、幅員が4m以上6m未満の場合は回転広場を設ける。若しくは、6m以上の幅員が確保できれば可とする。）

(4) 沿道に現に居住の用に供されている建物が2戸以上あること。

(5) 築造10年以上経過した私道であること。

2 補助金の交付を受けて整備した私道については、さらに同一箇所同一工事の種類補助を受けることができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(工事の種類)

第3条 補助金交付の対象となる工事の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 舗装工事

1 舗装厚は、4 cmとし、必要に応じ補足材又は、路盤を設けるものとする。

(2) 側溝工事

1 U型側溝（管渠型側溝）又はL型側溝とし、車道部については、荷重25t

に耐えられる構造とする。

(3) 擁壁工事（道路保護を目的とするものに限る。）

1 構造については、国土交通省制定の「土木構造物標準設計」に準ずるものとし、これによらない場合は構造計算を行うものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、市長が別に定める標準設計による工事に要する費用（以下「標準工事費」という。）を補助対象工事費（当該工事費が標準工事費に満たないときは当該工事費を補助対象工事費とする。以下同じ。）とし、この補助対象工事費に10分の9を乗じて得た額以内とする。

2 前項の補助金の額は、90万円を超えないものとする。

3 第1項の規定により算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（募集の方法）

第5条 募集方法については、次の方法で行うものとする。

(1) 新聞

(2) ホームページ

(3) 市の広報誌

2 募集期間は毎年5月1日から90日間とする。

（補助事業承認の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ私道整備補助事業承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 代表選任書（様式第2号）

(2) 位置図（2500分の1程度）

(3) 平面図（500分の1程度）

2 前項の補助事業承認の申請は、補助事業の参加者の同意に基づく代表者をもってしなければならない。

3 申請は、当該年度のみ有効とする。

（補助事業の承認）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類審査、現地

調査等を行い、事業を承認すべきものと認めるときは、私道整備補助事業承認通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の書類審査及び現地調査等の結果により事業を承認することが不相当と認めるときは、当該申請者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により当該事業の承認をする場合において必要と認めるときは、承認に関する条件を付するものとする。

（補助金交付の申請）

第8条 前条第1項の規定により私道整備補助事業承認通知書を受けた者は、私道整備補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長の指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 私道整備補助事業承認通知書の写し
- (2) 道路権利者に関する調書及び整備承諾書（様式第5号）
- (3) 標準断面図（20分の1～30分の1程度）
- (4) 舗装面積求積図（20分の1～30分の1程度）
- (5) 構造図（10分の1程度）
- (6) 工事見積書
- (7) 私道の土地登記簿謄本
- (8) 前各号のほか市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、これを審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行うものとし、私道整備補助金交付決定通知書（様式第6号）により補助金の交付申請者（以下「事業実施者」という。）に通知するものとする。

2 補助金交付申請者が複数で、予算の範囲を超えた場合においては、市長が別で定める方法により抽選を行い決定をするものとする。

（変更交付申請）

第10条 事業実施者は、第8条の規定により申請した対象事業について、特別の事情等により申請内容を変更又は中止するときは、私道整備補助事業計画変更・中止（廃止）申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（着手届及び完了届）

第11条 補助事業を行う者は、補助事業に着手したとき又は完了したときは、直ちに補助事業着手・完了届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 事業実施者は、実施事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は事業実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに私道整備補助事業実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき事業実施者から実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、事業実績が適当であると認めるときは、補助金額の確定を行い、私道整備補助金交付確定通知書（様式第10号）により事業実施者に通知するものとする。

（維持管理）

第13条 事業実施者は、この要綱による補助金の交付を受けて整備した私道の機能を損なわないように維持管理を行わなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

私道整備補助事業承認申請書

年 月 日

宮古島市長 様

補助事業者、代表者

住所

氏名



(電話)

私道の整備補助事業の承認を受けたいので、宮古島市私道整備補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

私道の所在地		地内			
整備の区間		地先) 地先			
整備工事の種類	舗装工事	整備幅員	m	整備延長	m
	側溝工事	整備断面		整備延長	m
	土留擁壁工事	整備の高さ	m	整備延長	m
工事着工予定年月日		年 月 日	工事完了予定年月日		年 月 日
申請理由					
添付書類	(1) 選任書 (2) 位置図(2500分の1程度) (3) 平面図(500分の1程度)				

様式第3号(第6条関係)

私道整備補助事業承認通知書

第 号
年 月 日

補助事業者、代表者

住 所
氏 名

宮古島市長 

年 月 日付けで申請のあった私道整備事業については、次のとおり承認したので宮古島市私道整備補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知する。

私道の所在地	地先				
整備の区間	地先 S 地先				
承認事項	舗装工事	整備幅員	m	整備延長	m
	側溝工事	整備断面		整備延長	m
	土留擁壁工事	整備の高さ	m	整備延長	m
承認の条件					

様式第4号(第7条関係)

私道整備補助金交付申請書

年 月 日

宮古島市長 様

補助事業者、代表者

住 所

氏 名

(電話



)

宮古島市私道整備補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおりに申請します。

補 助 年 度	年度	補助金等の名称	私道整備補助金
私 道 の 所 在 地	宮古島市	地内	
整 備 の 区 間	宮古島市	地先	
	宮古島市	地先	
整 備 工 事 の 種 類	舗 装 工 事	整 備 幅 員	m 整 備 延 長 m
	側 溝 工 事	整 備 断 面	mm 整 備 延 長 m
	土 留 擁 壁 工 事	整 備 の 高 さ	m 整 備 延 長 m
補 助 事 業 等 の 着 手 年 月 日 又 は 完 了 年 月 日	着 手 年 月 日	年 月 日	
	完 了 年 月 日	年 月 日	
添 付 書 類	(1) 私道整備補助金事業承認通知書の写し (2) 権利者に関する調書及び整備承諾書 (3) 標準断面図(20分の1～30分の1程度) (4) 舗装面積求積図 (5) 構造図(10分の1程度) (6) 工事の見積書 (7) 私道の土地登記簿謄本 (8) 前各号のほか市長が必要と認める書類		
※ 担 当 課 所 見			

※印の欄は記入しないこと。

様式第5号(第7条関係)

権利者に関する調書及び整備承諾書

年 月 日

宮古島市長 様

私が権利を有する下記の私道敷地について、地元関係者が行う整備工事について何等異議なく承諾します。

なお、整備後も一般交通の用に供します。

土地の所在	地番	権利の種別	所有者又は権利者		整備承諾印
			住所	氏名	

様式第6号(第8条関係)

私道整備補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

補助事業者、代表者
住所
氏名

宮古島市長 

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので宮古島市私道整備補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知する。

補助年度	年度	補助金等の名称		私道整備補助金	
私道の所在地	宮古島市	地内			
整備の区間	宮古島市			地先	
	宮古島市	}		地先	
整備工事の種類	舗装工事	整備幅員	m	整備延長	m
	側溝工事	整備断面	mm	整備延長	m
	土留擁壁工事	整備の高さ	m	整備延長	m
補助対象金額	¥		円		
交付金額	¥		円		
交付条件	1 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画等の変更をするときには、市長の承認を受けること。 2 補助事業等を中止又は廃止するときは、市長の承認を受けること。 3 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。				

注) 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から14日以内に文書で申請の取り下げをすること。

様式第7号(第9条関係)

私道整備補助事業 計画変更 申請書
中止(廃止)

年 月 日

宮古島市長 様

補助事業者、代表者

住所

氏名

(電話

㊟

)

次のとおり補助事業を 計画変更 したいので申請します。
中止(廃止)

指令年月日	年月日		指令番号	宮古島市指令第 号		
補助年度	年度		補助金等の名称	私道整備補助金		
整備工事の種類	変更前	舗装工事	整備幅員	m	整備延長	m
		側溝工事	整備断面	m	整備延長	m
		土留擁壁工事	整備高さ	m	整備延長	m
	変更後	舗装工事	整備幅員	m	整備延長	m
		側溝工事	整備断面	m	整備延長	m
		土留擁壁工事	整備高さ	m	整備延長	m
変更又は中止・廃止の理由						
変更又は中止(廃止)の年月日			年 月 日 (予 定)			

様式第8号(第10条関係)

補 助 事 業 着 手 届
完 了

年 月 日

宮古島市長 様

補助事業者、代表者

住所

氏名



(電話)

次のとおり 事業に着手 したので、宮古島市私道整備補助金交付要綱第10条により、お届け
事業が完了 します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	宮古島市指令第 号
補 助 事 業	年度	補助金等の名称	私道整備補助金
私 道 の 所 在 地	宮古島市 地内		
整 備 の 区 間	宮古島市	}	地先
	宮古島市		地先
補 助 金 の 交 付 決 定 通 知 額	¥		
着 手 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日

様式第9号(第11条関係)

私道整備補助事業実績報告書

年 月 日

宮古島市長 様

補助事業者、代表者

住所

氏名

㊞

(電話

)

宮古島市私道整備補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	宮古島市指令第	号	
補 助 年 度	年度	補助金等の名称	私 道 整 備 補 助 金		
整 備 の 区 間	宮古島市		番地先		
		{			
	宮古島市		番地先		
整 備 工 事 の 種 類	舗装工事	整備幅員	m	整備延長	m
	側溝工事	整備断面	cm× cm	整備延長	m
	土留擁壁工事	整備高さ	m	整備延長	m
着 手 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日		
補 助 金 の 交 付 決 定 通 知 額		¥		円	

様式第10号(第11条関係)

補助金確定通知書

第 号
年 月 日

補助事業者、代表者

住所

様

宮古島市長 

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、宮古島市補助金交付規則第13条の規定により通知する。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	宮古島市指令第 号
補 助 年 度	年 度	補助金等の名称	私道整備補助金
補 助 金 の 交 付 決 定 通 知 額	¥		円
補 助 事 業 の 対 象 額	¥		円
補 助 率	90%以内		
補 助 金 の 交 付 確 定 額	¥		円

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第8条関係)

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第10条関係)

様式第9号 (第11条関係)

様式第10号 (第11条関係)